

地方登録制度により地方公共団体が登録している文化財
 【都市名】 和歌山市

No.	名称	ふりがな	分類	種別	時代	登録年月日
登録建01	井上家住宅	いのうえけじゆうたく	建造物	住宅	江戸	平成8年12月20日
登録建02	御前家住宅	おまえけじゆうたく	建造物	住宅	昭和	平成9年6月12日
登録建03	郭家住宅	かくけじゆうたく	建造物	住宅・業務	江戸～明治	平成9年9月3日
登録建04	中筋家住宅	なかずしけじゆうたく	建造物	住宅	明治	平成10年12月11日
登録建05	旧西本組本社ビル	きゆうにしもとぐみほんしやびる	建造物	商業	昭和	平成12年12月4日
登録建06	旧加太警察署庁舎	きゆうかたけいさつしよしょうしや	建造物	官公庁舎	大正	平成17年7月12日
登録建07	島村家住宅	しまむらけじゆうたく	建造物	住宅	大正	平成17年11月10日
登録建08	三尾家住宅	みおけじゆうたく	建造物	住宅	江戸	平成18年3月2日
登録建09	坂部家住宅	さかべけじゆうたく	建造物	住宅	江戸	平成18年3月2日
登録建10	坂部家住宅	さかべけじゆうたく	建造物	住宅	江戸	平成27年3月26日
登録建11	小西家住宅	こにしけじゆうたく	建造物	住宅	昭和	平成18年3月27日
登録建12	多田家住宅	ただけじゆうたく	建造物	住宅	明治	平成18年10月18日
登録建13	加田家住宅	かたけじゆうたく	建造物	住宅	昭和	平成19年5月15日
登録建14	梅本家住宅	うめもとけじゆうたく	建造物	住宅	大正～昭和	平成19年7月31日
登録建15	和田家住宅	わだけじゆうたく	建造物	住宅	明治	平成19年7月31日
登録建16	宇藤家住宅	うどうけじゆうたく	建造物	住宅	明治～対象	平成21年1月8日
登録建17	長多家住宅	ながたけじゆうたく	建造物	住宅	明治	平成21年1月8日
登録建18	平松家住宅	ひらまつけじゆうたく	建造物	住宅	江戸	平成24年2月23日
登録建19	旧松井家別邸	きゆうまついけじゆうたく	建造物	住宅	大正	平成24年8月13日
登録建20	木綿家住宅	きわたけじゆうたく	建造物	住宅	昭和	平成25年6月21日
登録建21	和歌山県庁舎 本館	わかやまけんちようしや ほんかん	建造物	住宅	昭和	平成25年12月24日
登録建22	和歌山電鉄 伊太郎曾駅プラットホーム及び 上屋・伊太郎曾駅検査場・大池 第一橋梁・大池第二橋梁・西第 二橋梁	わかやまてんてつ いだしそえきぶらつとほーむおおびうわや・いだしそえ きけんさじょう・おおいけだいいちきょうりょう・おおいけ だいいちきょうりょう・にしだいにきょうりょう	建造物	交通	大正～昭和	平成26年4月25日
登録建23	友ヶ島灯台	ともがしまとうだい	建造物	官公庁舎	明治	平成29年6月28日
登録建24	正住寺離れ座敷	しょうじゆうじはなれざしき	建造物	寺院	大正	平成29年6月28日
登録建25	稲念寺 本堂・山門	しょうねんじ ほんどう・さんもん	建造物	寺院	江戸	平成29年6月28日
登録建26	富崎家住宅	みやざきけじゆうたく	建造物	住宅	大正	平成29年6月28日
登録建27	和歌山県建築士会館	わかやまけんけんちくしかいかん	建造物	商業	昭和	平成32年8月17日
登録建28	北山家住宅	きたやまけじゆうたく	建造物	住宅	昭和	平成32年8月17日
登録建29	旧加太砲台弾薬庫・厩	きゆうかたほうだいいだんしやう・かわや	建造物	官公庁舎	明治	平成33年2月4日
登録建30	旧和歌山中学校図書館(桐 蔭高等学校同窓会館)・運動場 (たか)	きゆうせいわかやまちゆうがっこうとしょうかん(とういん こうとうがっこうどうそうかいかん)・うんどうじょうすた たか	建造物	学校	昭和	平成33年2月4日
登録建31	向井家住宅	むかいけじゆうたく	建造物	住宅	江戸～昭和	平成33年2月4日
登録建32	旧土谷家住宅主屋(こむぎ処 マルキ)	きゆうつちやけじゆうたくおもや(こむぎどころまるき)	建造物	住宅	江戸	平成33年2月26日
登録建33	島影家住宅主屋	しまかげけじゆうたく	建造物	住宅	昭和	平成33年2月26日
登録建34	紀伊風土記の丘松下記念資料	きいふどきのおかまつしたきねんしりょうかん	建造物	文化施設	昭和	平成34年2月17日
登録建35	旧東山東農業協同組合事務所	きゆうひがしさんどのうぎきょうきょうどうくみあいむしよ	建造物	商業	昭和	平成34年10月31日

地方登録制度：地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するものうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることとする。【文化財保護法 第182条第3項関係】